

令和8年 北秋田市農業委員会 第10回総会

1. 開催日時 令和8年9月15日（火） 午前9時00分～午前10時15分

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂

3. 出席委員（34名）

1番 武 石 博	2番 中 嶋 力 藏	3番 佐 藤 稔
4番 若 松 一 幸	5番 佐 藤 整	7番 藤 島 喜美男
8番 金 田 悦 子	9番 澤 藤 匠	10番 成 田 悦 子
11番 多賀谷 テル子	12番 出 川 信 久	13番 佐 藤 利 子
14番 佐 藤 政 信	15番 櫻 井 豊	16番 堀 部 聡
17番 佐 藤 茂 延	18番 武 田 響 一	19番 藤 岡 智 洋
20番 長 岐 正	21番 寺 田 一 徳	22番 成 田 博 幸
24番 伊 東 誠 子	25番 宮 腰 文 義	27番 野 呂 義 久
28番 宮 本 昌 子	29番 伊 藤 鶴 一	30番 佐 藤 邦 久
31番 長 崎 成 人	32番 中 林 めぐみ	33番 金 俊 英
34番 鈴 木 豊	35番 小笠原 千 春	36番 佐 藤 篤 史
37番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員（3名）

6番 三 浦 基 輝 23番 武 石 修 一 26番 中 嶋 ふさ子

5. 議事日程

第 1	報告第19号	会務報告
第 2	報告第20号	専決処分の報告
第 3	報告第21号	令和8年度農地パトロールの結果について
第 4	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について（所有権移転）
第 6	議案第28号	北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する 指針」の改正について

6. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主任 土濃塚 政 樹

7. 議事録署名委員

5番 佐 藤 整 7番 藤 島 喜美男

8. 会議の概要

事務局長 | 定刻となりましたので、ただいまより令和8年北秋田市農業委員会第

10回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

6番 三浦基輝 委員、23番 武石修一 委員、26番 中嶋ふさ子 委員の3名となっております。

委員総数37名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長 会長あいさつ（ 省略 ）

議 長 それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。
はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認め当職より指名いたします。
議席番号5番 佐藤整 委員、7番 藤島喜美男 委員をお願いいたします。

それでは案件に入ります。日程第1、報告第19号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局長 事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願い

いたします。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第19号令和8年8月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

8月4日、第1回農業者年金加入推進実践研修会がウェブ方式で開催され菊地副主幹が受講しました。

5日、第9回総会に係る調査を市役所第2庁舎第1会議室において委員5名、事務局2名の出席により実施しました。また同日、令和8年度県北地区農業委員会会長会臨時総会が能代市役所にて開催され、会長と事務局長が出席しました。

6日、市町村農業委員会農業委員・農地利用最適化推進委員初任者研修会が秋田市・秋田県児童会館にて開催され新任委員5名と事務局長が参加しました。

17日、第9回定例総会を市役所本庁舎3階大会議室にて出席委員35名、事務局3名により開催いたしました。

19日から21日の3日間で市内4地区5箇所の農地パトロールを実

施しました。参加人数は記載のとおりです。

20日、eMAFF（農林水産省共通申請サービス）2.0の利用開始に向けた操作説明会がウェブ方式で開催され土農塚主任が参加しました。

25日、秋田県都市農業委員会会長会県知事への要望書提が秋田県庁にて行われ会長が出席いたしました。

27日、町村農業委員会地区別研修会（県北地区）が北秋田市文化会館にて開催され、委員21名、事務局2名が出席いたしました。

28日、水稻作柄状況調査として市内の3ほ場を委員28名・事務局3名で見学しました。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に日程第2、報告第20号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書3ページをお開きください。

報告第20号「令和8年8月分 専決処分の報告」です。

表の8月の列をご覧ください。

（2）農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が50件、（5）相続等による農地の権利取得の届出の受理が20件、（8）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が19件、合計89件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、（2）農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

（申請番号1番を読み上げ）

以下13ページの申請番号50番までの合計347筆、419,862㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

次に14ページをご覧ください。（5）相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

（申請番号1番を読み上げ）

以下、20ページの申請番号20番まで、合計136筆、面積186,890.72㎡です。

次に同じく20ページの中ほど、（8）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（申請番号1番を読み上げ）

以下23ページの申請番号19番まで、合計56筆、面積99,122㎡です。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告第20号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

17番	17番佐藤茂延です。 (8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理について、20ページから21ページにかけての案件の解約理由が「他者との賃借のため」となっていますが、次の相手が決まっているものなのか。また今年の作付はどうなっているのか教えてください。
土濃塚主任	事務局の土濃塚です。 申請番号1番については今季も作付が行われています。申請番号2番から13番は、申請書上の解約の理由は「他者との賃借のため」となっていますが次の耕作者が決まっているものとそうでないものが混在している状況です。
17番	申請番号2番から13番は申請者が耕作しているということですか。
土濃塚主任	届出上は申請者が耕作していることになっております。
17番	最近是最終的に貸す相手が決まらなくてずっと遊休農地となってしまう農地が増えてきているようですので、確認の意味も込めてお尋ねしました。
議長	その他ご質問、ご意見等ございませんか。 (なしの声)
議長	質問等がないようですので、次に進みます。 次に日程第3、報告第21号「令和8年度農地パトロールの結果について」事務局の説明を求めます。
事務局長	議案書24ページをお開きください。 報告第21号「令和8年度農地パトロールの結果について」です。 詳細につきましては担当よりご説明いたします。
土濃塚主任	事務局の土濃塚です。 「令和8年度農地パトロールの結果について」ご説明いたします。議案書24ページをお願いいたします。1番の調査結果をご覧ください。遊休農地の緑区分については76筆115,475㎡、遊休農地の黄区分については59筆52,773㎡でした。以下、違反転用農地、相続税等納付適用農地、農年特定処分対象農地については対象となる遊休農地等はありませんでした。それぞれの地区区分の内訳については2番に記載のとおりとなります。地区別の内訳については、次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。前年より変更のあった内容については、解消

が1件、525㎡、緑区分から黄区分に変更が3件、2,015㎡、新規緑区分については、No.80からNo.103までの三木田字関ノ沢の24件、45,705㎡となっております。また、前年以前に非農地決定とした農地の兼ね合いから、今年度は再生利用が困難な農地についての確認は実施しませんでした。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次は農地小委員会を代表して若松農地小委員長より報告をお願いいたします。

農地小委員長 4番の若松です。農地小委員会を代表して報告いたします。
まずは、委員の皆様には、8月19日から21日にかけて実施した農地パトロールにご協力いただきありがとうございました。今年度は全地区、農業委員が集合してパトロールを実施し、事務局が配布した資料により、衛星写真調査等を行うことで、効率よく全地区が無事にパトロールを終えられ良かったと思います。今後も、衛星写真などの利用により、広い範囲で効率的に農地パトロールを実施していくとともに、農家の高齢化や鳥獣の被害などにより遊休農地となりうる場所の対策について事務局とも調整をしながらすすめて行きます。報告は以上です。

議 長 若松農地小委員長、ありがとうございました。
報告第21号について事務局説明並びに農地小委員長からの報告がありました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
次に日程第4、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書29ページをお開きください。
議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を読み上げ)

以下申請番号3番まで、合計8筆、面積が3,469.51㎡です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については33ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、議案第26号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号9番 澤藤委員よりお願いいたします。

9 番

議席番号9番の澤藤です。

申請番号1番から3番の所有権移転を報告させていただきます。調査日は9月7日、調査員は議席番号6番の三浦基輝委員、7番の藤島喜美男委員と私、事務局から成田事務局長、土濃塚主任の計5名で、市役所第二庁舎第一会議室で衛星写真と現地状況写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の34～35ページになります。綴子字大堤下の申請地は、秋田県立鷹巣技術専門校の南東へ約600メートルに位置する管理されたほ場の中にある農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の36～37ページになります。道城字下岱の申請地は、鹿嶋神社の北東へ約100メートルに位置する農地でした。また、道城字田ノ上の2件の申請地は、屋布岱農村公園の北へ約400メートルに位置する農地でした。いずれも、衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の38～39ページになります。羽根山字南家ノ後の申請地は、羽根山神社の南東へ約300メートルに位置する農地でした。衛星写真等で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

澤藤委員、ありがとうございました。

議案第26号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

4 番

4番の若松です。

申請番号2番の農地の10アールあたりの売買金額が13,543円とありますが、合計面積2,708㎡で全面積5,000円では計算が合わないように思うのですがどちらが正しいのでしょうか。

土濃塚主任

申請書を確認したところ全面積5,000円という金額は正しく、10アールあたりの金額が当方の計算誤りでしたので、金額を1,846円に訂正いたします。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長	それでは訂正をお願いいたします。 その他ご質問、ご意見等ございませんか。 (なしの声)
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第 26 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め決定いたします。 次に日程第 5、議案第 27 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局長	議案書 40 ページをお開きください。 議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。 令和 8 年 9 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志 (申請番号 1 番を読み上げ) 以下、46 ページの申請番号 4 番までの、合計 36 筆、面積が 49,385 m²です。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	議案第 27 号について、事務局の説明がありました。それでは本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号 1 番を審議してから、その後に申請番号 2 番から 4 番を一括して審議することといたします。 申請番号 1 番につきましては議席番号 21 番 寺田一徳 委員との関係がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。 (21 番 寺田委員 退席)
議 長	会議を再開いたします。 申請番号 1 番に対する質疑を受け付けます。何かご質問、ご意見等ございませんか。 (なしの声)
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第 27 号中、申請番号 1 番について、原案通り決することにご異議

ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(21 番 寺田委員 着席)

議 長 会議を再開いたします。

次に申請番号2番から4番までの3件について審議に入りますが、この件につきましては議席番号19番 藤岡智洋委員との関係がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(19 番 藤岡委員 退席)

議 長 会議を再開いたします。

それでは申請番号2番から4番までの3件に対する質疑を受け付けます。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第27号中、申請番号2番から4番までの3件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(19 番 藤岡委員 着席)

議 長 会議を再開いたします。

次に日程第6、議案第28号「北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の47ページをお願いいたします。

議案第28号「北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」

北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」第1に基づき、次のとおり改正する。

	令和8年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 提案理由 北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」第1に基づき、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものである。 次の48ページから55ページが改正後の全文（案）、53ページから55ページが新旧対照表となっております。今般の提案にあたっては、総務小委員会における協議結果をふまえて内容を決定しておりますので、総務小委員会から報告いたします。
議 長	総務小委員長より報告をお願いいたします。
総務小委員長	16番の堀部です。 総務小委員会にて協議した北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について報告いたします。この件については8月17日と今日の総会前に開催した総務小委員会において指針の見直し案について協議、確認したところです。見直しは遊休農地の解消目標と担い手への農地利用集積目標、そして新規参入の促進目標の現状と目標を更新するものとして、そのほかの部分については前回の令和5年に策定した目標を継続するものとして決定いたしました。以上報告いたします。
議 長	堀部委員長、ありがとうございました。 議案第28号について事務局説明ならびに総務小委員長からの報告がありました。それでは本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。
4 番	4番の若松です。 「第1 基本的な考え方」の3段落目の「中山間地域も少なくなく」という表現があるんですけど、ちょっと気になるんですけども、北秋田市ほぼ中山間地域だと思うんですが、平地農村と中山間地域の面積はどうなっているのか教えてください。
簾内副主幹	事務局の簾内です。 ほとんどが中山間地となっております、合川と鷹巣地区の一部に平地がございます。「少なくなく」という表現を使っておりますが、ほとんどが中山間地という状況でございます。
4 番	であるならば「少なくない」ではなくて、これ、改正を機に表現を変えたらいいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。

事務局長 4 番若松委員からの、この機会に「少なくない」という表現を直してはどうかというお尋ねでありましたが、本改正案につきましては先ほど総務小委員長からの報告が有りましたとおり、内容は総務小委員会において協議、決定したものでありますので、いったんこれを総務小委員会の方へ差し戻したうえで後日改めて再提案させていただくこととしたいと考えております。ちなみに、過去の改正の履歴を見ますと 3 年ごとに 9 月の総会議案で決定しているようですが、仮に今回改正手続きが 1 か月遅れても特段の影響はないものと考えております。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。

先ほど事務局より、総務小委員会の方へ差し戻したうえで後日改めて再提案するという案が示されましたが、それによらず、4 番若松委員からの意見を受けて、この場で改正案中の「少なくない」という文言を「多く」と訂正したうえで決定することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 28 号について、原案を一部修正のうえ決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和 8 年第 10 回定例総会を閉会します。